

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和5年8月1日学長裁定)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項の一部を改正する要項

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項（平成23年1月20日学長裁定）の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(申請手続き)	(申請手続き)
第5 医学科奨学資金の貸与を希望する者は、 <u>旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与申請書（別記様式第1）（以下、「貸与申請書」という。）</u> に、特別な理由等必要事項を記入し、 <u>在籍する学年の</u> 学年担当教員の推薦をもって学長に願い出るものとする。	第5 医学科奨学資金の貸与を希望する者は、医学科奨学資金貸与申請書（別記様式第1）に、特別な理由等必要事項を記入の <u>うえ</u> 、学年担当教員の推薦をもって学長に願い出るものとする。
2 医学科奨学資金の貸与申請は、年度毎に行うものとする。 (連帯保証人)	2 医学科奨学資金の貸与申請は、年度毎に行うものとする。
第6 <u>貸与希望者は、第5の申請に当たり、連帯保証人1名を立てなければならない。</u> （新規）	
2 <u>前項の連帯保証人は、原則として父母（父母がいない場合にはおじ・おば・兄弟姉妹等4親等以内の成人親族）とし、被扶養者でない者とする。</u> （新規）	
(選考)	(選考)
第7 学長は、貸与希望者から提出された貸与申請書等に基づき審査を行い、貸与者を決定する。 (中止及び廃止)	第6 学長は、貸与希望者から提出された <u>医学科奨学資金</u> 貸与申請書に基づき審査を行い、貸与者を決定する。 (中止及び廃止)
第8 被貸与者が休学 <u>又は停学処分となった場合は、</u> 休学した、又は	第7 被貸与者が休学 <u>した場合は、</u> 貸与を中止する。

停学処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、貸与を中止する。

2 被貸与者が訓告処分となった場合は、訓告処分を受けた日の属する月の翌月分の貸与を中止する。（新規）

3 被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を廃止する。（新規）

(1) 転学又は退学したとき。（新規）

(2) 除籍となったとき。（新規）

(3) 奨学資金の貸付を受けることを辞退したとき。（新規）

(4) 申請手続きの内容に関し虚偽の事実が判明したとき。（新規）

4 原則として、前項第4号の規定により貸与を廃止された者は、当該年度の翌年度以降、貸与申請をすることはできない。（新規）

（返還）

第9 被貸与者が本学医学部医学科に在籍しなくなった場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から起算して医学科奨学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に、貸与を受けた医学科奨学資金を一括又は分割で返還しなければならない。

（返還の免除及び猶予）

第10 被貸与者が、卒業後、本学の初期臨床研修医として在職した場合、若しくは本学における初期臨床研修修了後に引き続き本学に常時勤務する職員若しくは医員として在職した場合は、在職月数に相当する月数分の返還を免除する。なお、本学に在職しなくなった日が、月の中途の場合には、当月は在職月数に含まない。

2～3（略）

4 被貸与者が、卒業時に医師国家試験を受験し合格しなかった場合は、当該受験年度の翌年度に限り返還を猶予することができる。

2 被貸与者が転学若しくは退学した場合又は除籍となった場合は、貸与を廃止する。

（返還）

第8 被貸与者が本学に在籍しなくなった場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から起算して医学科奨学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に、貸与を受けた医学科奨学資金を一括又は分割で返還しなければならない。

（返還の免除及び猶予）

第9 被貸与者が、卒業後、本学の卒後臨床研修医として在職した場合、若しくは本学における卒後臨床研修修了後に引き続き本学に常時勤務する職員若しくは医員として在職した場合は、在職月数に相当する月数分の返還を免除する。なお、本学に在職しなくなった日が、月の中途の場合には、当月は在職月数に含まない。

2～3（略）

4 被貸与者が、卒業時に医師国家試験に合格しなかった場合は、1年間に限り返還を猶予することができる。

(略) (雑則) 第11 この要項に定めるもののほか，必要な事項は学長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この要項は，令和5年8月1日から実施する。</u> 【改正理由】 申請方法，貸与の中止及び廃止，並びに返還について明確にするため，所要の改正を行うもの。	(略) (雑則) 第10 この要項に定めるもののほか，必要な事項は学長が別に定める。
---	--

(新)

別記様式第1(第5第1項関係)

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与申請書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

医学科第____学年 学生証番号_____
住 所 〒_____
氏 名 _____(印)
電話番号 _____
E-mail _____

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項及び同奨学資金貸与要項に関する申合せの規定を遵守のうえ、下記の理由により貸与を申請いたします。

貸与申請の特別な理由 (具体的に記入すること)

貸与申請額	月額 70,000円
貸与申請期間	年 月 ～ 年 月

貸与を受ける旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還の債務については、申請者と連帯してその責任を負います。

年 月 日

連帯保証人

住 所 〒_____

氏 名 _____(印)

申請者との続柄 _____

電話番号 _____

E-mail _____

上記の特別な理由により被貸与者として推薦します。

年 月 日

医学科第____年学年担当教員_____(印)

注)連帯保証人は、原則として父又は母とします。父母がいない場合には兄・姉・おじ・おば等4親等以内の成人親族で、被扶養者ではないものとします。

(旧)

別記様式第1(第5第1項関係)

医学科奨学資金貸与申請書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

医学科第 学年 学生証番号

住所

氏名 印

旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項の規定を遵守のうえ、下記の理由により貸与を申請いたします。

貸与申請の特別な理由

貸与申請額

月額 70,000円

貸与申請期間

年 月 ～ 年 月

貸与を受ける旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金返還の債務については、申請者と連帯してその責任を負います。

年 月 日

連帯保証人 住所

(続柄) 氏名 印

上記の特別な理由により被貸与者として推薦します。

年 月 日

医学科第 年学年担当教員 印

注)連帯保証人は、原則として父又は母とします。父母がいない場合には兄・姉・おじ・おば等4親等以内の成人親族とします。